

▼損害賠償の額を定めることについて

町公用車が、普通乗用車と衝突事故を起こし、損害が生じたため示談し、損害賠償の額を12万6千円と定め賠償するものです。

▼町道編入の認定

道路法第8条第2項の規定により、鹿児島県より県道大隅大崎停車場線の引継ぎがあり、町道に認定するものです。



町道認定された県道大隅大崎停車場線（大崎中学校前）

▼大崎町過疎地域自立促進計画の一部変更について

過疎地域自立促進特別措置法の規定により、大崎町過疎地域自立促進計画の「事業計画」を一部変更するものです。

▼町立保育所存続を求める陳情書

この陳情は、大崎町野方六〇六九番地四 山下伸朗氏外二五五四名の方々から平成15年12月定例会に提出されたもので、継続審査となり特別委員会に付託されていたものです。

議会では保育行政の現状、町の財政状況、民間委託後の状況等を慎重審議した結果、不採択とすることに決しました。

▼議会議員定数問題調査特別委員会設置される

行財政改革や地方分権が叫ばれる中、去る5月16日に「大崎町の合併についての意思を問う住民投票」が執行された結果、大崎町は単独での道を歩むことになりました。今後、抜本的な行財政改革を進めていく中で、議会の取組みとして、議員の定数がいかにあるべきか、調査・研究を深めていくべきと判断し、議会議員定数問題調査特別

委員会が設置されました。

◎陳情・意見書関係

▼国産材政策に関する陳情書

この陳情は、2件とも県森林組合連合会代表理事会長加治屋義人氏他3名から提出されたもので、議会では、陳情の趣旨を妥当と認め採択し、関係各機関へ意見書を提出しました。

▼温暖化対策税に関する陳情書

◎人事案件

▼人権擁護委員に

大崎町野方五六五〇番地 園田 忠氏（69歳）を推薦することに同意しました。



1 名 称	議会議員定数問題調査特別委員会
2 設置の根拠	地方自治法第百十条及び委員会条例第五条
3 目的	議会議員の定数問題について調査・研究を行う
4 委員の定数	本特別委員会は、議長を除く委員19人で構成する。
5 調査期限	議会議員定数問題調査特別委員会は、3に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。